

令和元年6月20日現在

機関番号：23803

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K16930

研究課題名（和文）漁業資源の保存管理とWTO：漁業資源管理レジームと国際通商レジームの競合と調和

研究課題名（英文）Conservation and Management of Fishery Resources and the WTO: Conflict and Harmonization in the Fishery Resource Management and International Trade Regimes

研究代表者

石川 義道 (Ishikawa, Yoshimichi)

静岡県立大学・国際関係学部・講師

研究者番号：90749061

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：欧州連合などでは、ある国について「IUU（違法・無報告・無規制）漁業の抑止・廃絶のための国際法違反」を一方向的に認定し、同国からの水産物の輸入を禁止する制度が導入されている。しかしながらそれは世界貿易機関（WTO）で正当化される可能性は低く、そのためにWTO加盟国が漁業資源のグローバルな保全ために採りうる政策オプションが限定されることになる。これに対して、かかる輸入禁止措置は国際違法行為を行う責任国による義務の履行を促すための「対抗措置」という側面も有することから、WTOの枠内において、被害国による対抗措置としての輸入制限はどこまで許容され得るかについて、包括的な検討・分析が行われた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

IUU（違法・無報告・無規制）漁業の抑止・廃絶はグローバルな課題であり、その対策として貿易政策がとられる場合がある。たとえば我が国が自国管轄外の漁業資源の保全を目的として、IUU漁業を放置する国からの水産物の輸入を禁止する場合である。しかしながら世界貿易機関（WTO）における先例を踏まえると、特殊な事情がない限りそれはWTOにおいて正当化されない可能性が高い。そこで本研究は、漁業資源管理レジームと国際通商レジームの法的関係について学術的な検討・分析を行ったが、それは同時にグローバルな課題に取り組むWTO加盟国の政策オプションをいかに適切に確保するかという社会的・政策的な側面をも有している。

研究成果の概要（英文）：Some countries (e.g. European Union) have introduced the system that unilaterally recognizes a country's violation of international law concerning deterrence and elimination of IUU (illegal, non-reporting, and non-regulation) fishing, and then bans the imports of marine products from that country. Since such import bans are unlikely to be justified in the context of the World Trade Organization (WTO), the policy options available to WTO members for the global conservation of fishery resources will be restricted. On the other hand, such import bans might be considered as countermeasures against countries that are responsible for committing international illegal acts. And thus, a comprehensive study and analysis was conducted in this research project on the extent to which import restrictions as countermeasures by an injured State could be justified within the WTO framework.

研究分野：国際経済法

キーワード：世界貿易機関（WTO） 違法・無報告・無規制（IUU）漁業 漁業資源の保存管理 地域漁業管理機関（RFMO） IUU漁業規則 国家責任法 被害国による対抗措置

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

2013年にEU(欧州連合)では、北東大西洋におけるニシンの漁業資源の保存管理を目的として、同海域において一定水準を超えて漁獲を行うフェロー諸島(デンマーク領)に対して貿易制限的な措置(ニシンのEU域内への輸入禁止、フェロー諸島船籍のニシン漁船のEU域内での寄港禁止)が課されたところ、フェロー諸島はそれらの措置がWTO(世界貿易機関)協定に違反するとしてWTO紛争解決機関に事件を付託した(EU・ニシン事件)。研究代表者である石川は当時、本件について法的分析を行ったところ(Yoshimichi Ishikawa, "The EU-Faroe Islands Herring Stock Dispute at the WTO: the Environmental Justification", *ASIL Insights* 18(4) (2014))、それを主な契機として本研究の着想を得た。

国際通商法分野では「貿易と環境」の問題として、自国の管轄水域外におけるイルカや海亀を保護するために、それに危害を加える漁法で捕獲されたマグロや海老の輸入を禁止する措置の法的評価を巡って、多くの研究が行われてきた。しかしながら、IUU(違法・無報告・無規制)漁業対策などの漁業資源の保存管理を目的とした貿易制限措置については、国際通商レジームと漁業資源管理レジームの相互関係にまで遡って分析を行う包括的な研究は、緒に就いたばかりであった。本研究はそのような背景・状況に位置付けられる。

2. 研究の目的

そこで本研究では自国の管轄水域外における漁業資源の保存管理を目的として国家が実施する貿易制限措置がWTOにおいてどのように評価されるかを、国連海洋法条約を軸とする漁業資源管理レジームとの相互関係を考慮に入れつつ、包括的に検討・分析することを目的とする。かかる検討を通じて、漁業資源のグローバルな保存管理のためにWTO加盟国に認められる政策オプションの範囲、そして国際通商レジームと漁業資源管理レジーム間の法的関係をそれぞれ実証的に明らかにすることができる。

3. 研究の方法

本研究ではまず基礎的作業として、IUU漁業対策など漁業資源の保存管理を目的として国家によって実施される輸入制限措置の内容、そして漁業資源管理レジーム(主に地域漁業管理機関)におけるかかる輸入制限措置の規律内容が、それぞれ明らかにされた。その上で「貿易と環境」を巡る先例および学説、そして国家責任法における対抗措置の検討を通じて、かかる輸入制限措置がWTOの下でどのように評価されるかについて分析が行われた。

4. 研究成果

(1) 2015年度

本年度は漁業資源の保全管理の問題を考える出発点として、近年資源量の激減が指摘されるウナギ類に着目した。周知のとおり我が国を含む4ヶ国・地域間で「ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議」が設立されたところ、そこに特定国に対する輸入制限(例:ウナギ資源管理を怠る国からのウナギの輸入禁止)を導入することでウナギ類の資源確保の実効性、さらにWTO協定との整合性について検討を進めた。その成果としてアジア国際法学会(於:タイ)において「Conservation of Eels in Asia through Trade-Related Measures」という表題で個別報告を行った。

(2) 2016年度

本年度はIUU漁業に着目し、その対策を目的とした特定国からの水産物への輸入制限が地域漁業管理機関(RFMO)においてどのように規律されているかについて包括的な検討を行い、その

成果を『成城法学』で公表した。

IUU 漁業については、国連食糧農業機関（FAO）で採択された「IUU 漁業を防止、抑止、排除するための国際行動計画（IPOA-IUU）」にしたがって、各種の RFMO を通じて規律される構造がとられている。そして 1990 年代後半から 2000 年代前半にかけて RFMO ではかかる輸入制限の実施が締約国に積極的に勧告されてきた。しかしながら 2010 年代になるとそれは殆ど行われず、更にかかる輸入制限を新たに勧告するための条件を巡って締約国間で合意に至るのが困難な状況が続いている、という点が実証された。

このような状況を受けて EU は IUU 漁業規則（理事会規則 1005/2008）を制定し（2010 年発効）、ある国について「IUU 漁業の抑止・廃絶のための国際法（主に国連海洋法条約）上の義務違反」を一方向的に認定し、状況の是正がなければ同国からの水産物の輸入が禁止されるという制度を導入した（非協力的第三国制度）。このような EU の動きの背景には「輸入制限措置が IUU 漁業対策を目的とする場合であっても、RFMO ではなく（GATT 第 20 条を中心に先例が積み重なっている）WTO で問題処理を図る」という選好が存在することが示された。

（3）2017 年度

本年度は IUU 漁業対策として特定国からの水産物の輸入制限措置の例として、前年度に言及した EU の「非協力的第三国制度」に注目し、それに基づく輸入制限と WTO 協定との整合性について検討を行った。その成果として 2017 年 12 月に国際経済紛争解決研究会において「IUU 漁業対策としての輸入制限措置と WTO 協定」というタイトルで報告を行った。

議論の焦点は GATT 第 20 条(g)号 - 有限天然資源の保全 - に基づく輸入制限の正当化の有無である。この点、米国・エビ輸入禁止事件では管轄水域外の海亀の保全を目的としたエビの輸入禁止が同条項下で正当化されるかが問題となったところ、そこで上級委員会は「海亀が高度回遊性動物であり、米国の管轄水域に出現する」という具体的かつ科学的な事実認定を根拠に、輸入禁止と海亀の間に「十分な連結（sufficient nexus）」が存在すると認定した。これを踏まえると、非協力的第三国制度に基づく EU の輸入禁止（またはその警告）は、もっぱら EU の管轄水域外における IUU 漁業対策に関するものであり、上級委員会が指摘した「十分な連結」を認めることは困難である点が具体的な事例分析（欧州委員会による決定の分析）に基づいて指摘された。

加えて本年度は EJIL（European Journal of International Law）：Talk! に、第 11 回 WTO 閣僚会議において加盟国は漁業補助金について合意に至らなかったことから、その代替手段として今後 EU が非協力的第三国制度に基づいて、IUU 漁業に繋がる漁業補助金を交付する特定国について「IUU 漁業の抑止・廃絶のための国際法上の義務違反」を認定し、同国からの水産物の輸入を規制するという可能性について法的検討を行い、関連記事を掲載した。

さらに本年度は関連する研究として、南アジア国際経済法ネットワークにおいて学会報告を行った（於：インド）。

（4）2018 年度

本年度は、これまでの活動の総括として国際法学会（第 121 年次）の研究大会において「一方向的な輸入制限を通じた漁業資源のグローバルな保全に向けて：EU による IUU 漁業規制の分析」という表題で研究報告を行った。

前述のとおり EU は、ある国について「IUU 漁業の抑止・廃絶のための国際法上の義務違反」を一方向的に認定し、状況の是正がなければ同国からの水産物の輸入を禁止するという制度を導

入した。もっとも前年度に検討したように、WTO の先例を考慮すると規律管轄権の域外適用となる輸入禁止措置が WTO の文脈で正当化される余地は小さく、その結果 WTO 加盟国が漁業資源のグローバルな保全ために採りうる政策オプションは限定されることになる。

他方で国家責任法の下では、たとえば輸入制限が公海上で RFMO 保存管理措置の実効性を奪う形で操業する漁船の旗国に向けられたものであれば、自国も当該 RFMO の加盟国であれば「被害国による対抗措置」として、管轄権の域外適用を伴う輸入制限であっても許容される可能性がある。そこで本報告では、被害国による対抗措置としての輸入制限が WTO の枠内においてどこまで許容され得るかについて検討が行われた。

(5) 国内外での位置づけ、今後の展望

本研究では、IUU 漁業対策としての輸入制限措置（規律管轄権の域外適用を伴う）について、「十分な連結」を前提とする WTO 下で正当化するのは困難であるものの、他方で国家責任法の下では一定の条件下で「被害国による対抗措置」として正当化される可能性が示された。とりわけ漁業資源のグローバルな保存管理のために WTO 加盟国に認められる政策オプションの範囲を限定しないために、WTO の枠内で被害国による対抗措置が許容される可能性、またそれを踏まえた WTO 協定解釈の可能性について検討・分析が行われた。このような包括的な研究は、国内外を問わず大きな独自性を有するものである。また将来的に我が国も EU のように、自ら加盟する RFMO による勧告がない場合であっても、IUU 漁業対策を実施しない国を特定し、同国から輸入される水産物の輸入を禁止するという政策を採用する可能性は否定できず、その意味で本研究は社会的・政策的な意義も有する。

そこで今後は、2018 年度の研究成果を中心に論文の形にまとめ積極的に配信していくことが課題である。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

著者名：石川義道

論文標題：IUU 漁業対策としての特定国に対する輸入制限：地域漁業管理機関における実行と EU の動向の分析

雑誌名：成城法学

査読：有

巻：85

発行年：2018

ページ：47-84

著者名：石川義道

論文標題：米国 - アルゼンチン産の動物，肉，他の動物性生産品の輸入関連措置（DS447）：輸入解禁要請に伴う審査手続の遅延と SPS 協定の規律

雑誌名：RIETI Policy Discussion Paper Series

査読：無

巻：17-P-023

発行年：2017

ページ：1-46

〔学会発表〕(計3件)

発表者：石川義道

発表標題：一方的な輸入制限を通じた漁業資源のグローバルな保全に向けて：EUによるIUU漁業規制の分析

学会名：国際法学会 2018年度(第121年次)研究大会

発表年：2018

発表者：石川義道

発表標題：Exploring the Policy Implications of US - Animals (DS447) for South Asian Countries

学会名：The South Asia International Economic Law Network (SAIELN)

発表年：2017

発表者：石川義道

発表標題：Conservation of Eels in Asia through Trade-related Measures

学会名：The 5th Biennial Conference of the Asian Society of International Law

発表年：2015

〔その他〕

ホームページ等

研究会での報告

発表者：石川義道

発表標題：IUU漁業対策としての輸入制限措置とWTO協定

学会名：外務省 国際経済紛争解決研究会

発表年：2017

ウェブサイト

Yoshimichi, Ishikawa, “Post-Buenos Aires: Tackling Fisheries Subsidies Contributing to IUU Fishing through Unilateral Trade Measures?”, EJIL: Talk! (2018), available at <https://www.ejiltalk.org/post-buenos-aires-tackling-fisheries-subsidies-contributing-to-iuu-fishing-through-unilateral-trade-measures/>.

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。